

都内区市の持ち去り防止取り組み一覧(平成29年5月更新) (公社)東り協会調べ(東京都環境局(H29.1.1)等資料を参考とした)

自治体	持ち去り条例の有無	対象品目	収集禁止	所有権明示	集団回収	罰則			
						氏名公表	5万円以下過料	20万円以下罰金	50万円以下罰金
23区部									
1	千代田区	-							
2	中央区	●	古紙・びん・缶・その他の区規則で定める資源物	●		●			
3	港区	●	古紙・びん・缶・その他の区規則で定める物	●				●	
4	新宿区	-							
5	文京区	●	古紙・びん・缶・その他再利用の対象となる物	●				●	
6	台東区	-							
7	墨田区	●	収集場所に出された資源→特定資源物:資源物のうち規則で定めるもの>古紙・缶・びん・PETボトル・発泡S食品トレ	●				●	
8	江東区	●	条文に規則する資源物	●	●			●	
9	品川区	●	資源物(古新聞やあき缶などの資源物)	●	●		●		
10	目黒区	●	家庭廃棄物のうち古紙、びん、缶又はペットボトルその他の再利用可能なもの(資源物)	●	●	●			
11	大田区	●	古紙、ガラスびん、缶等再利用の対象となるもの	●	●			●	
12	世田谷区	●	古紙・ガラスびん、缶等再利用の対象となるもの	●				●	
13	渋谷区	●	規則で定める廃棄物	●				●	
14	中野区	●	家庭廃棄物のうち再利用を目的として分別されたもの	●	●				
15	杉並区	●	古紙・びん・缶その他の再利用の対象となる物	●	●	●		●	
16	豊島区	●	古紙、びん、缶、ペットボトル等再利用の対象となる物	●				●	
17	北区	●	びん、缶、古紙その他の再利用の対象となる物	●				●	
18	荒川区	-							
19	板橋区	●	所定の場所に持ち出された資源物	●	●	●		●	●常習
20	練馬区	●	古紙、びん、缶その他の再利用を目的として分別されたもの	●	●	●		●	
21	足立区	●	古紙、びん、缶その他の再利用を目的として分別されたもの、金属を含む廃棄物及び小型家電	●		●	●	●	
22	葛飾区	●	古紙、びん、缶等再利用の対象となる物	●				●	
23	江戸川区	-							
	小計	18		18	4	4	6	2	14
市部									
1	八王子市	●	古紙・びん・缶その他の市規則で定める資源物	●		●		●	
2	立川市	●	規則で定める資源物	●		●		●	
3	武蔵野市	●	資源ごみ	●					
4	三鷹市	●	規則で定める品目	●		●		●	
5	青梅市	●	資源物のうち、一般廃棄物処理計画で指定するもの	●				●	
6	府中市	●	古紙、布、缶、びん、ペットボトル	●		●		●	
7	昭島市	-							
8	調布市	●	規則で定める資源物	●		●		●	
9	町田市	●	資源物のうち、規則で定めるもの	●				●	
10	小金井市	●	所定の場所に排出された資源物及び集団回収で収集される資源物	●	●	●		●	
11	小平市	●	一般廃棄物の処理計画に定める所定の場所に排出された資源物	●		●		●	
12	日野市	●	資源物のうち、一般廃棄物処理計画で指定するもの	●				●	
13	東村山市	●	規定に基づき排出された資源物	●	●				
14	国分寺市	●	市が収集する資源物及び集団回収で収集される資源物	●	●	●			
15	国立市	●	規則で定めるごみ集積所に排出された規則で定める資源物	●		●		●	
16	福生市	●	所定の場所に排出された資源物	●		●		●	
17	狛江市	●	所定の場所に排出された規則で定める資源物	●		●		●	
18	東大和市	●	規則で定める資源物	●		●		●	
19	清瀬市	●	一般廃棄物の処理計画に定める場所に集積された資源物	●	●	●			
20	東久留米市	●	所定の場所に持ち出された資源物等	●		●			
21	武蔵村山市	●	規則で定める資源物	●		●		●	
22	多摩市	●	所定の場所に持ち出された資源物	●		●		●	
23	稲城市	-							
24	羽村市	-							
25	あきる野市	-							
26	西東京市	●	所定の場所に排出された資源物	●	●				
	小計	22		22	3	2	16	0	16
	合計	40		40	7	6	22	2	30

※網掛け自治体が直近の条例施行区市である。(東久留米市H28.7改正・H29.7施行予定、国立市H28.9改正・H29.1施行)